

第2章 現状と課題

1 計画を取り巻く動向

(1) 環境の動向

気候変動

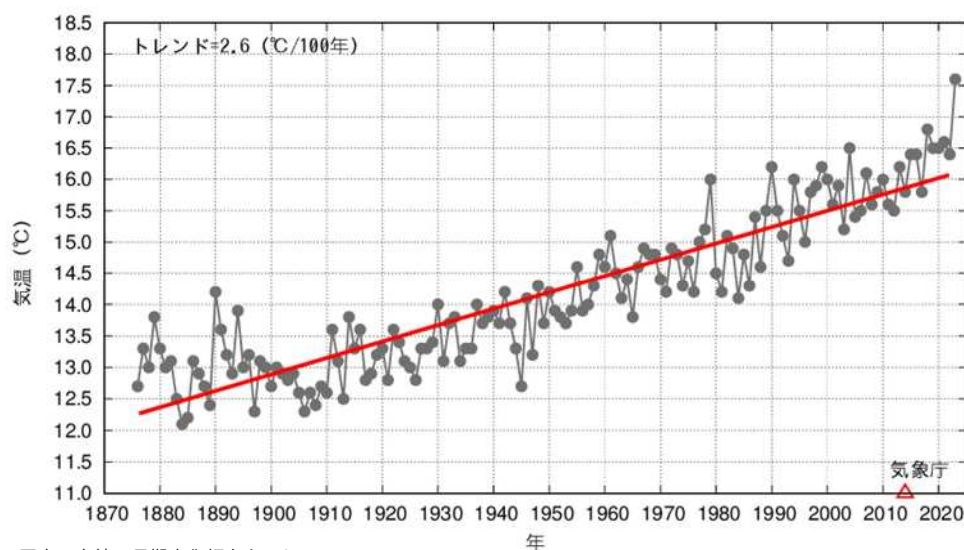
温室効果ガスの排出増大等による地球温暖化の進行は、豪雨等による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の攪乱等により、都市生活、経済活動、農林水産業等に深刻な影響をもたらしています。

東京の年平均気温は、100年当たり2.6℃上昇しており、21世紀末には猛暑日、熱帯夜の増加や、日本付近の台風強度が強まること、台風に伴う降水量が増加することなどが予測されています（東京管区気象台「東京都の気候変動」（令和7（2025）年3月）より）。

これに伴い、熱中症・感染症などの健康被害、都市水害の頻発などのリスクが高まることが懸念されています。

都市の緑は、建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等の機能を有しています。猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての機能をはじめとする気候変動適応策として、緑の保全や緑化の推進が求められています。

また、雨水の貯留・浸透による浸水被害軽減の機能も、気候変動の影響への適応策として、その重要性が再認識されています。



東京の年平均気温（1876年－2023年）

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）（気象庁作成）

ネイチャーポジティブ

人間活動によって世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。

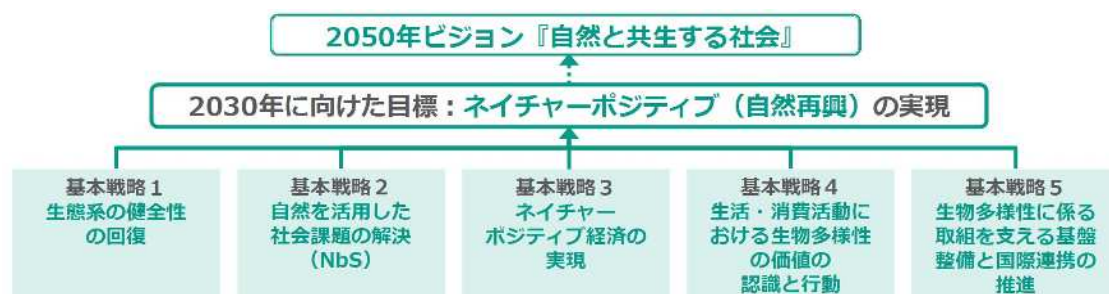
このため、生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

これを受け、令和5（2023）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するための5つの基本戦略を掲げ、生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合的対応や、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進等を進めるものとなっています。

このうち、「30by30目標」の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくため、令和5（2023）年度から「自然共生サイト」の認定が始まりました。

また、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が、令和7（2025）年4月から施行されています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の目標と基本戦略

出典：環境省 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

水と緑を基調とした空間は、都市における生物の生息・生育空間としての役割を担っています。区内に残る自然環境の適切な維持・管理、生物が生息・生育できる環境の形成に配慮した緑化や公園整備、水辺の管理により、ネイチャーポジティブの実現に貢献していくことが求められています。

(2) 社会の動向

D X（デジタル・トランスフォーメーション）

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連係などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るとともに、デジタルの力を活用して地域の課題解決を図る「地域D X」が進められています。

緑・水辺の保全、緑化においても、デジタル技術を活用しながら、都市の情報や緑地の確保状況、利用状況等の基礎的な情報を継続的に把握すること、多様な主体の連携、住民参加の促進のために、これらの情報の開示を進めていくこと、さらにデータを活用してエビデンスに基づく分析や施策の検討を行うことが重要となっており、対応を進めていく必要があります。



地域D Xの概要

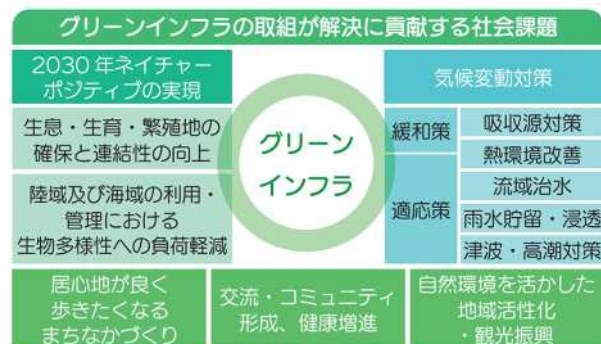
出典：総務省HP

(3) 国の動向

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

SDGs や Well-being 等の新たな社会像の実現に向け、自然の力を生かすグリーンインフラの取組への期待は高まっており、緑の基本計画の策定時に、地域の課題（例えば、雨水流出抑制、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、賑わい創出など）の視点から、グリーンインフラの考え方を取り入れていくことが求められています。



グリーンインフラの取組が解決に貢献する地域の課題

出典：国土交通省 グリーンインフラ実践ガイドPR版

官民連携

近年、都市公園や水辺空間などの公共空間の活用や、良質な緑地の確保を官民連携で柔軟に進める取組が広がりを見せています。

例えば、都市公園については、『『都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会』提言』（令和4（2022）年）において、地域の課題や公園の特性に応じ、公園が持つ多機能性のポテンシャルを更に発揮していくため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであるとの考え方が示されました。

水辺空間についても、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となる「河川空間のオープン化(利活用の推進)」の取組や、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづくり」への民間事業者、地域住民の参画が進んでいます。

また、SDGs や環境への意識の高まり等を背景に、民間企業において、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きがますます活発化する中、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」が令和6（2024）年度に創設されました。

このような流れを受け、本区においても官民連携により、緑・水辺の維持・創出、柔軟な活用に取り組んでいくことが必要です。



優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）ロゴ

出典：優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）HP

都市農地 「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ

平成27（2015）年の都市農業振興基本法の制定及び平成28（2016）年の都市農業振興基本計画閣議決定を受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換されました。

これを受け、緑の基本計画の対象となる緑地の定義に農地を含むことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園などのほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となりました。



区内の農地

緑の基本方針

都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、都市緑地法の規定に基づき、令和6（2024）年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）が策定されました。

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿とし、個別目標として以下の3つの都市の実現に向けた取組を都道府県が定める「緑の広域計画」、市区町村が定める「緑の基本計画」に位置付けることを促しています。

全体目標	将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、 Well-being が実感できる緑豊かな都市」		
個別目標	環境への負荷が小さい カーボンニュートラル 都市	人と自然が共生する ネイチャーポジティブ を実現した都市	Well-being が 実感できる 水と緑豊かな都市

緑の基本方針の全体目標と個別目標

出典：緑の基本方針の概要を基に作成

(4) 東京都の動向

「緑を、総量としてこれ以上減らさない」

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 (2017) 年 9 月) 及び「東京が新たに進めるみどりの取組」(令和元 (2019) 年 5 月) において、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則として、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくことを示しています。

「東京が新たに進めるみどりの取組」では、実現に向けた方針として、緑のネットワークの充実を図る、農的空間を都市の中の魅力ある貴重な資源として活用することなどを示しています。

東京グリーンビズ (東京都の緑の取組)

「東京グリーンビズ」は、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、令和 5 (2023) 年 8 月に東京都が始動した 100 年先を見据えた緑のプロジェクトです。

100 年先を見据えて「自然と調和した持続可能な都市」を目指すこと、既存の取組を強化し「まもる」「育てる」「活かす」の 3 つの観点で取組を進めることが示されています。



東京のみどりを「まもり」「育てる」「活かす」取組

出典：東京都の緑の取組 Ver.3 (TOKYO GREEN BIZ)

かわてらす

“かわてらす®”は、夏の京都などでよく見られる「川床」の東京版です。

東京都が定めた実施要項に基づき、河川管理者が指定した区域において、民間事業者等が特例占用許可を受けて川床設置・飲食営業を行うことで、水辺の更なる魅力向上と地域の活性化を図ることを目的とした取組で、隅田川を中心に 6 店舗が設置されています (令和 7 (2025) 年 9 月現在)。

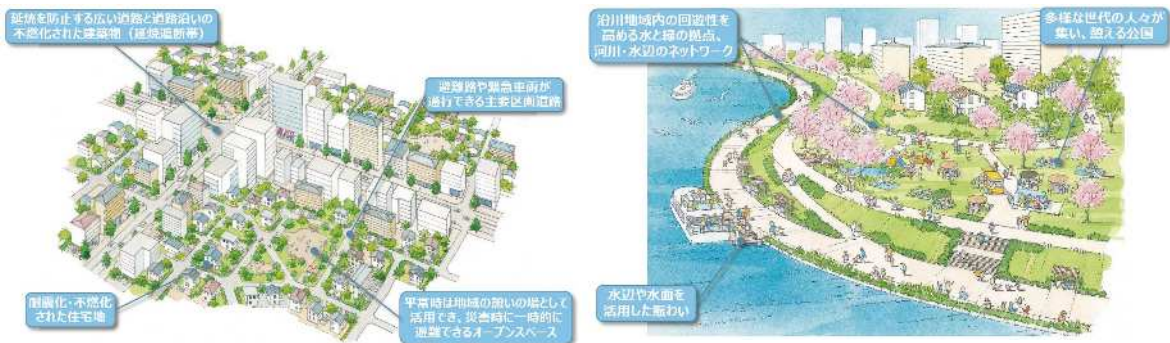
“かわてらす”という言葉には、人々が集う川沿いの“テラス”席、水辺でにぎわうみんなの表情を照らす、太陽の光と水面に反射した光によってみんなの顔を明るく“照らす”という意味が込められています。

(5) 区の動向

防災都市づくり、魅力的な都市環境が広がるまち

地震や豪雨などの自然災害等の発生時にも、必要な都市機能を維持し、道路や公園などの都市基盤の損壊や建築物の倒壊、浸水被害などを軽減できるよう、平常時からの防災都市づくりを進めることが示されています。

また、誰もが憩える身近な公園や、特色ある公園、親しみやすい水辺空間の整備を進めること、特徴的な街並みや市街地における小さな緑の創出により、ヒューマンスケールにも配慮した景観形成を誘導するなど、魅力的な都市環境が広がるまちを目指すこととされています。



様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち

誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

緑・水辺の適正な管理・改修

公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、適切にマネジメントをしていく必要性が高まっています。

公園に関しては、ストック効果の向上、民間との連携などの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて取組を進めること、街路樹に関しては、質の向上により、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽への改善を図っていくことが必要とされています。

（葛飾区公園・河川等総合管理計画（令和元（2019）年8月）、葛飾区街路樹管理計画（平成30（2018）年7月）、葛飾区公共施設等経営基本方針（令和5（2023）年）より）

花いっぱいのもちづくり

区民と区が協働し、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」を進めています。

平成26（2014）年9月には、「かつしか花いっぱいのもちづくり協議会」が発足し、区民、団体、事業者及び区が、相互に連携・協働のパートナーとなり、花いっぱいのもちづくり活動の拡大や活性化に向けて取り組んでいます。

令和7（2025）年1月1日現在、区内では、166か所で146団体が花いっぱいのもちづくり活動に取り組んでおり、その数は年々増加しています。

(6) 区民意識

①調査の概要

計画の策定に当たり、緑・水辺に対する区民の意識・評価、緑・水辺と接する機会や利用方法、区の実施の方向性に関する意向などの把握を目的に、一般区民、小・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

	一般区民アンケート	小・中学生アンケート
対象	満18歳以上の区内在住者 (区内7地区の人口構成比に応じて回答者数を設定)	区立学校に通う小学5年生・中学2年生
方法	オンライン回答	オンライン回答(任意)
期間	令和6(2024)年12月20日(金) ～12月23日(月)	令和6(2024)年12月9日(月) ～12月26日(木)
回答数	1034件	小学5年生 757件 中学2年生 500件

②緑・公園に対する意識

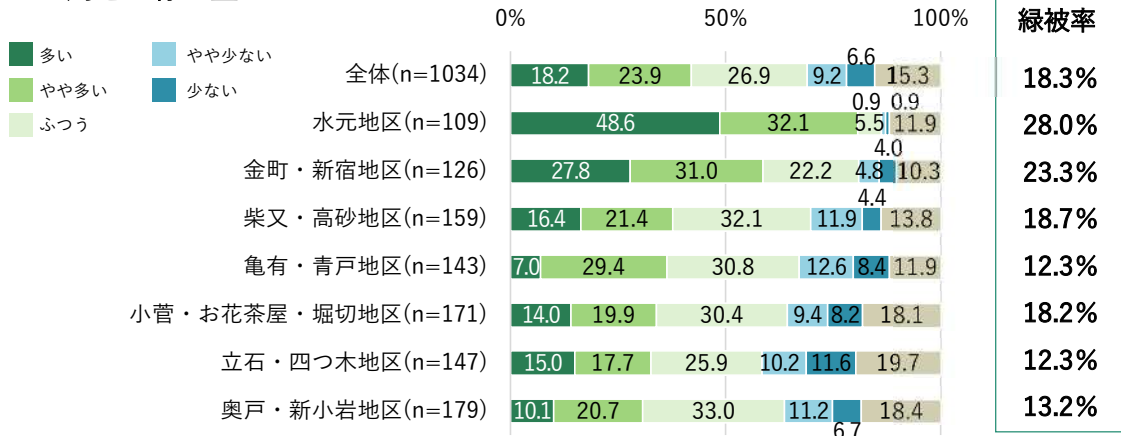
緑の量やまちの魅力としての緑の満足度に対する意識

- 居住地別の、住まい周辺の緑の量に対する実感やまちの魅力としての緑の満足度は、地区別の緑被率と大きくは乖離していない。
- 半数以上の回答者の実感は「過去10年で緑の量が増えた・減った場所はない」
- 緑が多い・身近と感じる場所は「公園」(76.6%)、
小・中学生が、家や学校の周りで「緑」がたくさんあると感じる場所は「公園」「川沿い」「学校」
- 今後増やしていく必要があると感じる緑は「公園の緑」(33.6%)「道路沿いの緑」(32.3%)
- まちの魅力としての緑の満足度を高める要因は「公園」「道路」「河川沿い」など、緑を身近に感じる環境があること

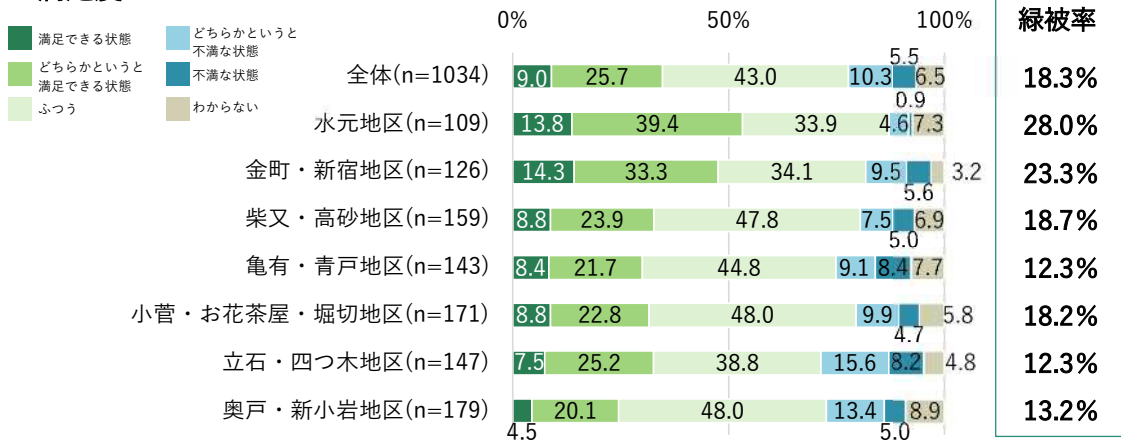
緑との関わり

- 緑に触れる主な機会として選択された項目のうち割合が高いもの「樹木や草花を楽しむこと等を目的とした公園利用・散策」(27.9%)
「自然観察」(26.0%)
「自宅でのガーデニング」(16.3%)

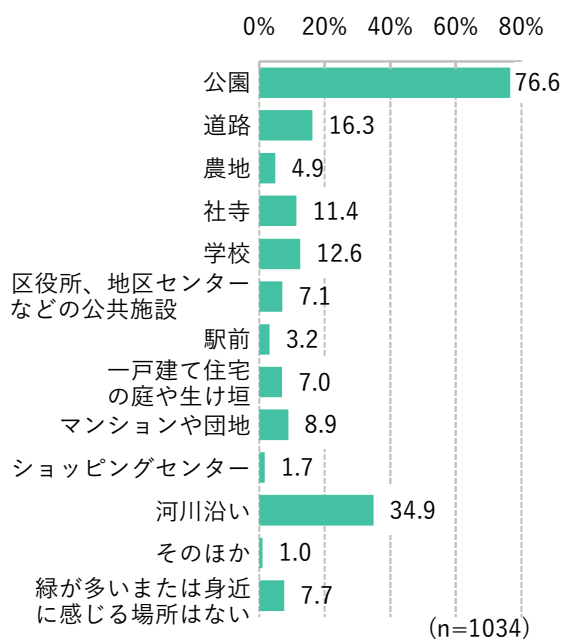
住まい周辺の緑の量



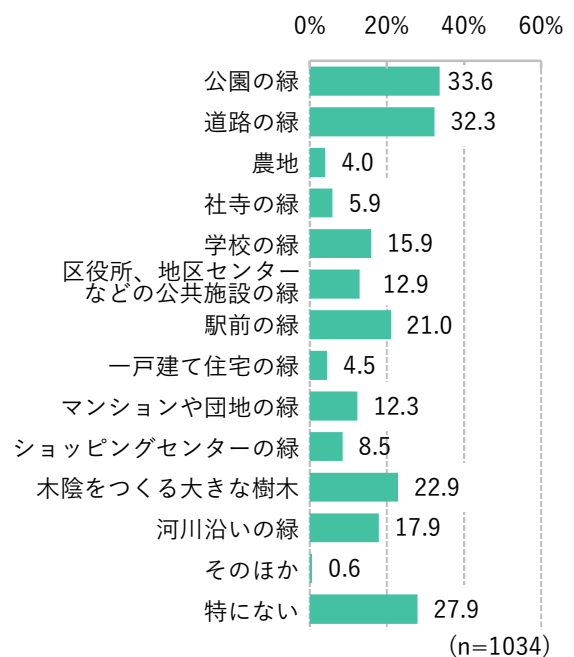
緑の満足度



住まい周辺で緑が多いまたは身近に感じる場所（複数回答）



今後増やしていく必要があると感じる緑（複数回答）



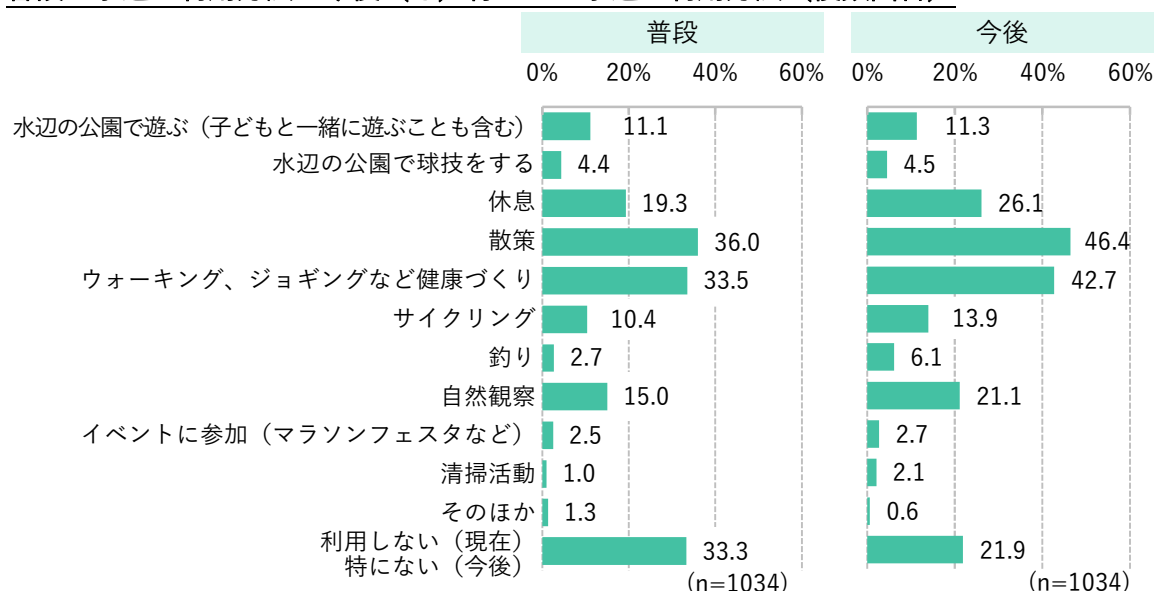
③水辺に対する意識

○親しみを感ずる区の水辺は「荒川、江戸川の河川敷」「中川・新中川の親水テラス」などが多く選ばれている。

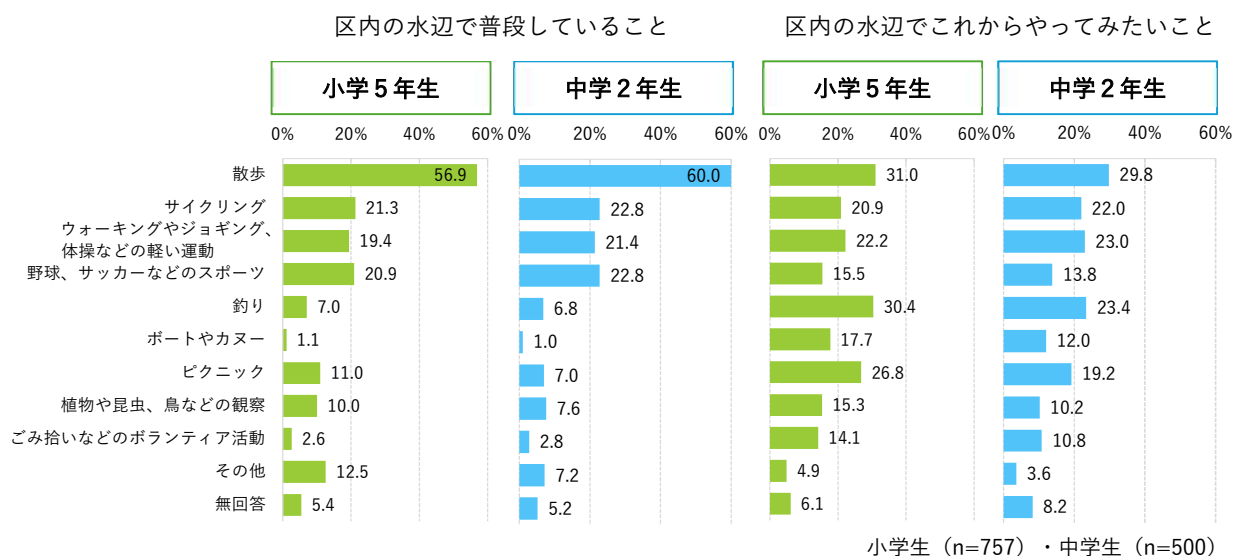
○水辺の利用は「散歩」や「ウォーキング、ジョギングなど健康づくり」が多く選ばれ、今後したい利用もほぼ同じ傾向。

○小・中学生は、普段していること（「散歩」「サイクリング」「野球、サッカーなどのスポーツ」「ウォーキングやジョギング、体操などの軽い運動」）に加え、「釣り」や「ピクニック」への関心も高い。

普段の水辺の利用方法・今後（も）行いたい水辺の利用方法（複数回答）



<小・中学生> 区の水辺で普段していること・これからやってみたいこと（複数回答）

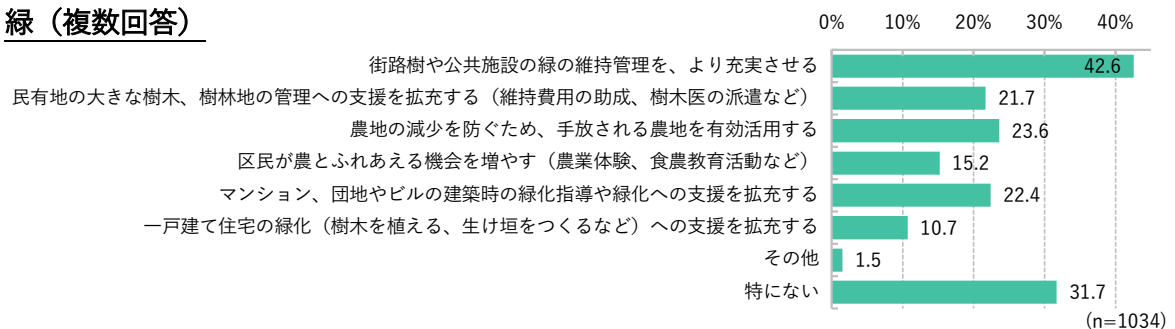
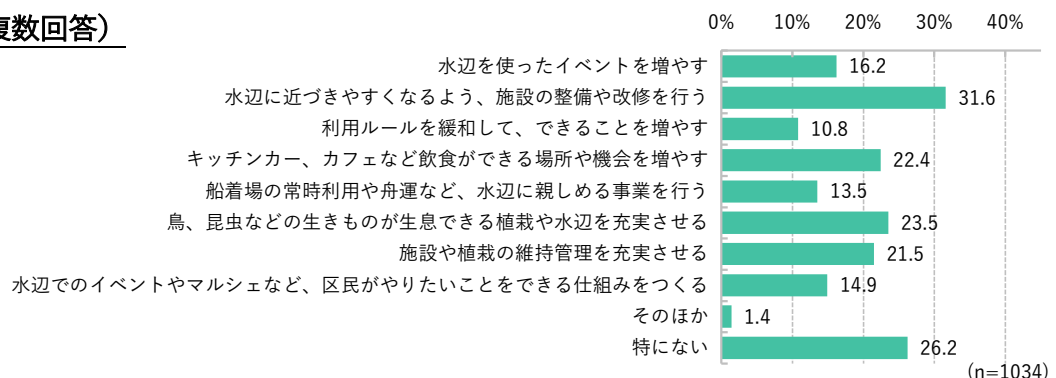
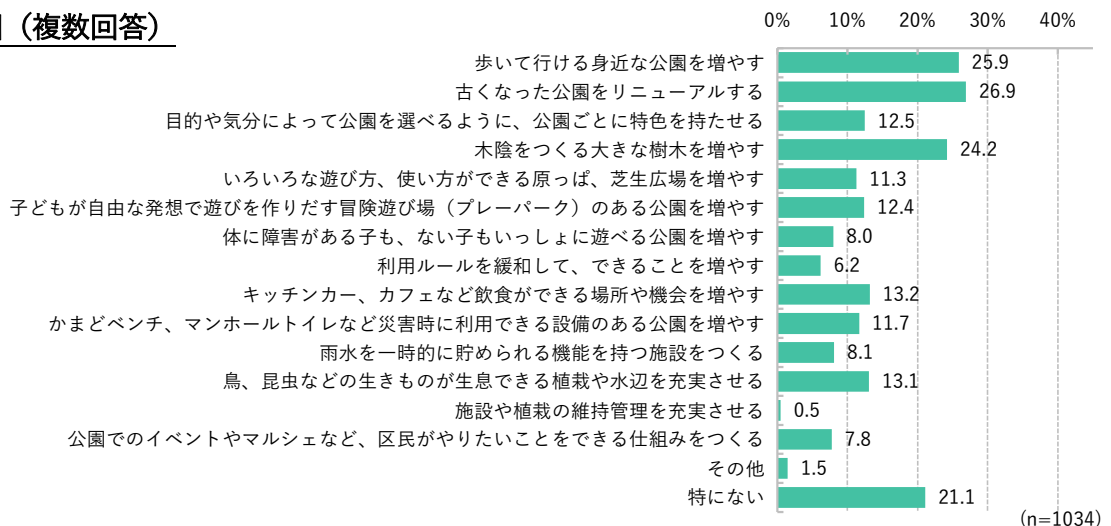


④区に期待する取組

○多く選ばれた取組

- 緑** 街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実
- 水辺** 水辺に近づきやすくなるよう、施設の整備や改修を行う
- 公園** 古くなった公園をリニューアルする／歩いて行ける身近な公園を増やす／木陰をつくる大きな樹木を増やす

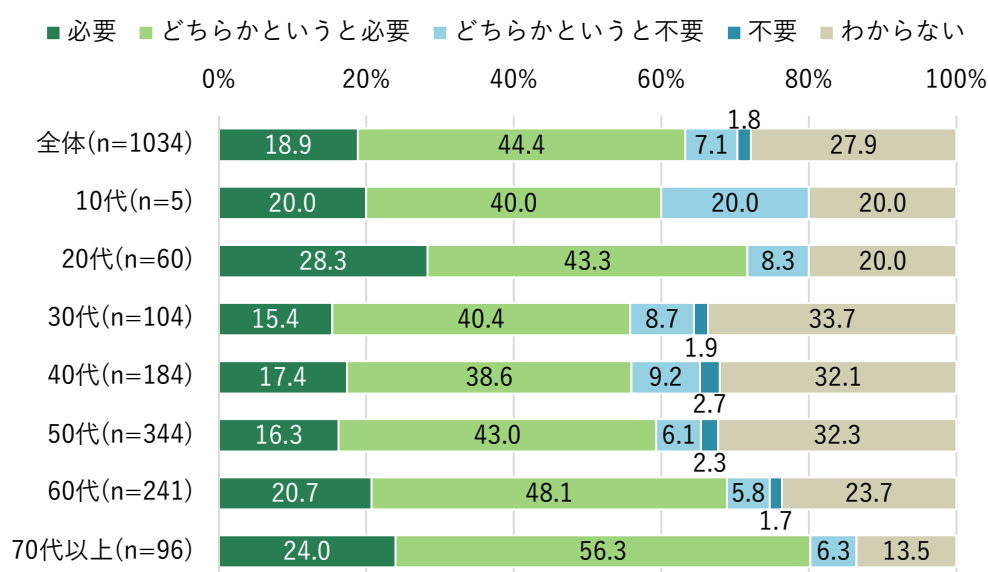
○緑、水辺、公園とも、一定数（2～3割）が「特にない」と回答

緑（複数回答）水辺（複数回答）公園（複数回答）

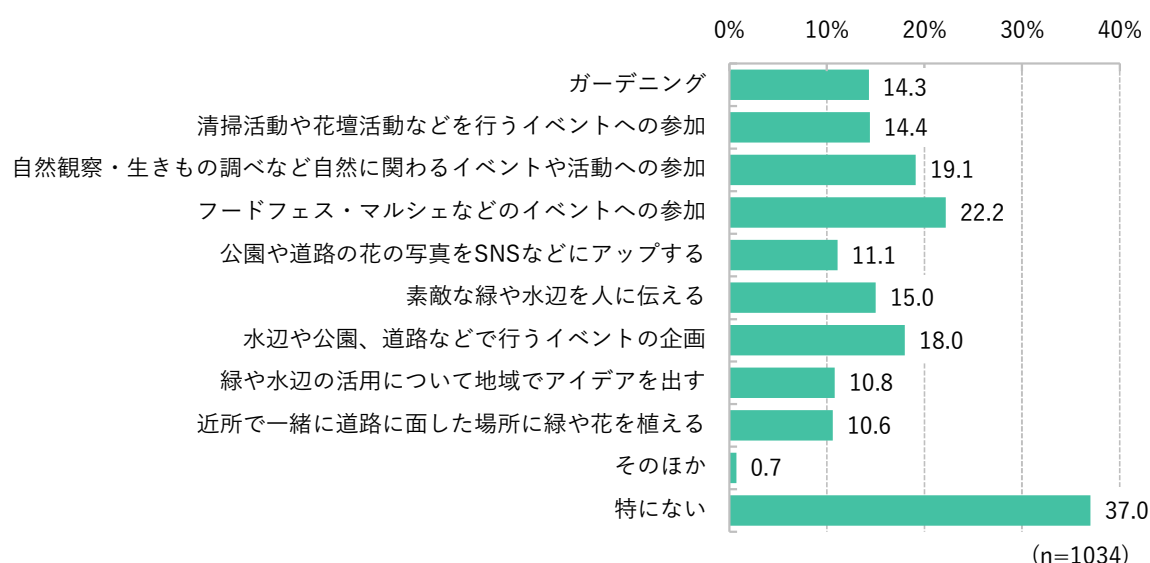
⑤協働への意識

- 20代、60代及び70代以上において必要性を感じている人の割合が高く、30代から50代はやや低い。
- 自身で取り組んでみたいことは、イベントへの参加に関することが多い。
- 「特になし」の回答が約4割。
- 主として「関心がない」ことが取組の妨げになっており、また「特になし」「時間がない」も多い。

緑化推進や水辺の活用によるまちの魅力向上のための協働の取組の必要性



緑や水辺によって、まちを魅力的なものにするためにしてみたいこと（複数回答）



⑥地区別の特徴

地区別のクロス集計結果などからまとめた、各地区の特徴は次のとおりです。



地区	緑被率 (%)	特徴
水元	28.0	・緑、公園に対する満足度は高く、水辺の利用頻度も高い。 ・農地の減少を他地区よりも感じており、保全と手放される農地の有効活用のニーズがある。 ・一戸建て住宅の緑化への支援が求められており、ガーデニングの取組意向も高い。
金町・新宿	23.3	・緑、公園に対する満足度は高く、公園の利用頻度は高い。 ・水辺の自然環境への関心がみられる。
柴又・高砂	18.7	・河川敷の風景が葛飾らしい風景と捉えられている。また、寺社林のある風景も他地区よりも多く選ばれている。 ・公園を利用しない割合がやや高い。
亀有・青戸	12.3	・他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くない。 ・道路沿いのせせらぎや大きな木のある道路が葛飾らしい風景として捉えられている。
小菅・お花茶屋・堀切	18.2	・緑よりも河川敷、道路沿いのせせらぎといった水辺が葛飾らしい風景として捉えられている。
立石・四つ木	12.3	・他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くなく、身近なところに緑が少ないと捉えられている。 ・公園の緑の充実、街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実や古くなった公園のリニューアルへのニーズが高い。
奥戸・新小岩	13.2	・親水テラスのある河川の風景が葛飾らしい風景として捉えられている。 ・区の実施へのニーズ、今後（も）してみたいことに関する設問全体をとおして「特になし」を選択した割合が高い。

2 区の概況及び緑・水辺の現状

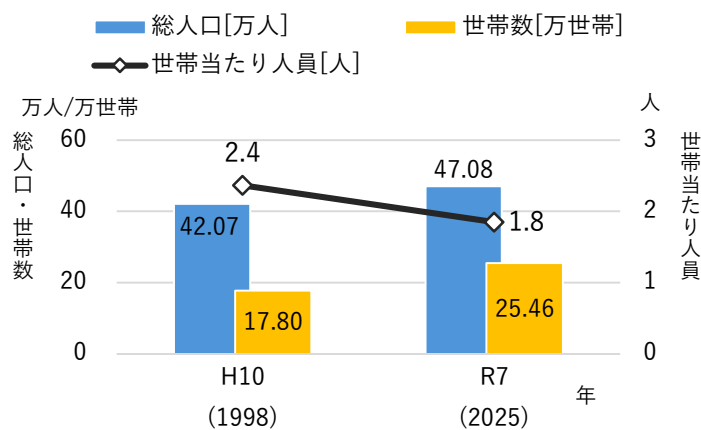
(1) 区の概況

人口 約 47 万人 世帯数 約 25.5 万世帯

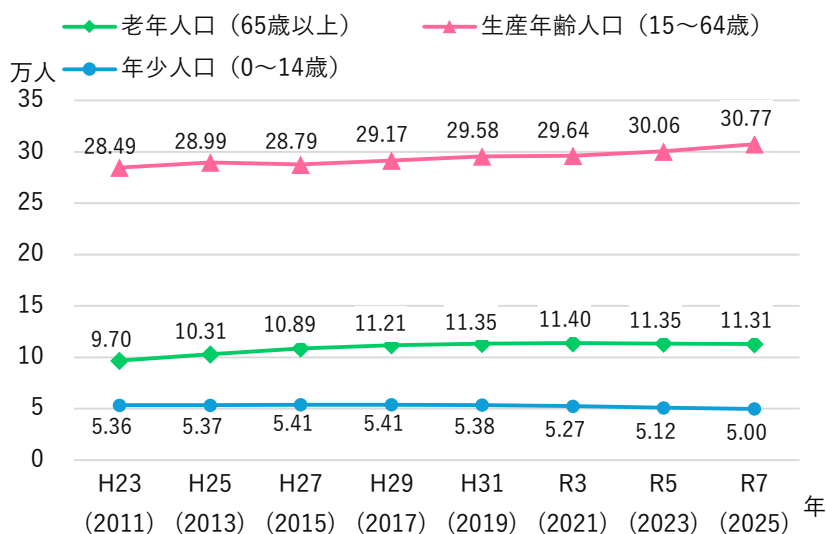
(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

本区の人口は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在、470,812 人で、世帯数は 254,618 世帯、世帯当たり人員は約 1.8 人です。人口は、前計画が基準とした平成 10 (1998) 年 4 月 1 日から、約 12% 増加しています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、生産年齢人口 (15～64 歳) は平成 27 (2015) 年以降増加傾向ですが、年少人口 (15 歳未満) は平成 29 (2017) 年以降減少しています。



出典：葛飾区の世帯と人口 (各年 4 月 1 日現在)



年齢 3 区分別人口の推移

出典：葛飾区の世帯と人口 (各年 4 月 1 日現在)

土地利用

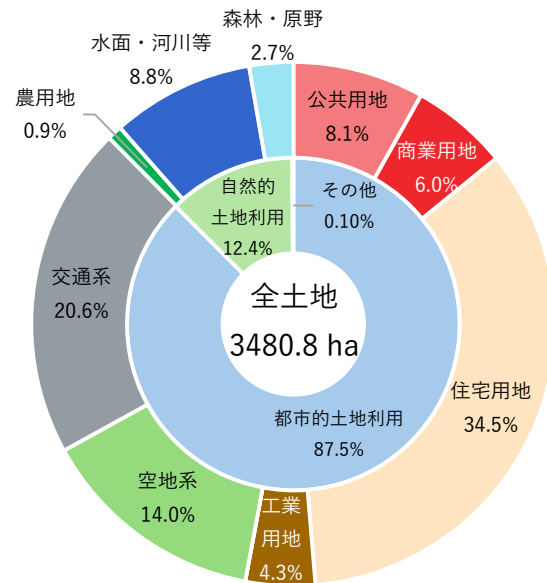
都市的土地利用 87.5%

(令和3(2021)年度)

区内の土地利用の87.5%が、公共用地や商業・住宅・工業用地のほか、空地系に含まれる公園・運動場などの都市的土地利用で占められ、農用地や河川等の水面、河川敷などの自然的土地利用は12.4%です。

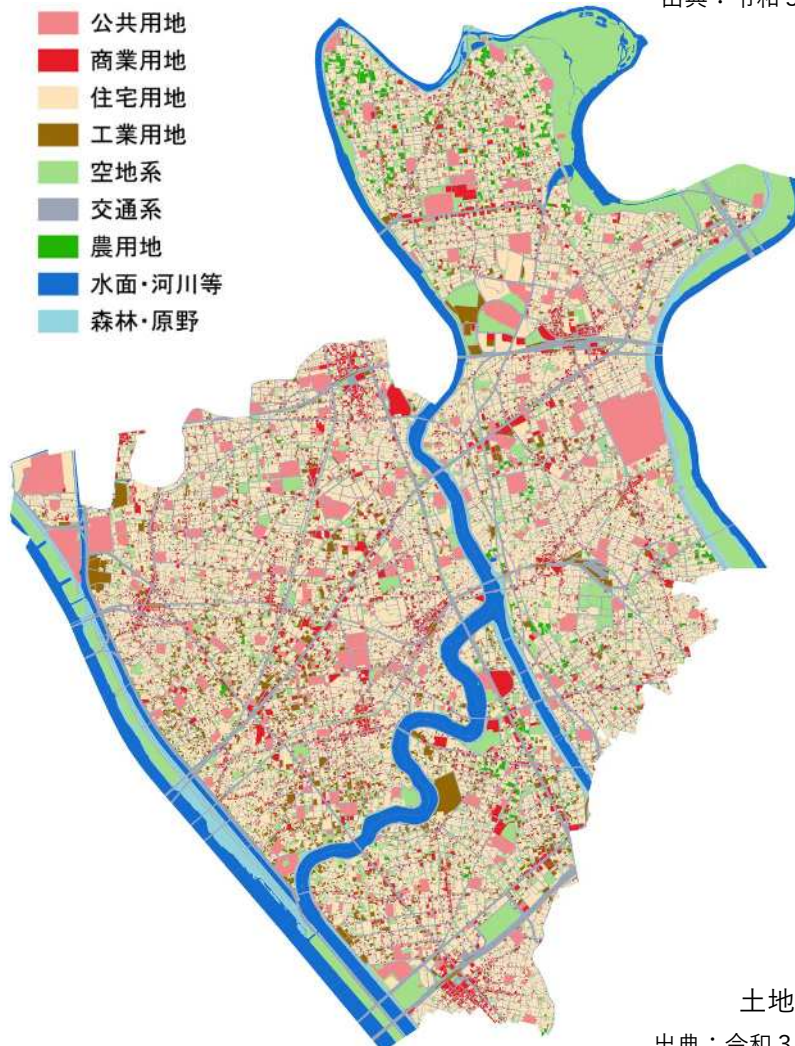
農用地は水元に多く、柴又や奥戸のほか一部の地域にも点在しています。

土地建物用途分類別に見ると、住宅用地が最も多く(34.5%)、次いで道路、鉄道等の交通系(20.6%)、公園・運動場等、未利用地等の空地系(14.0%)となっています。



土地利用の割合

出典：令和3年度土地利用現況を基に作成



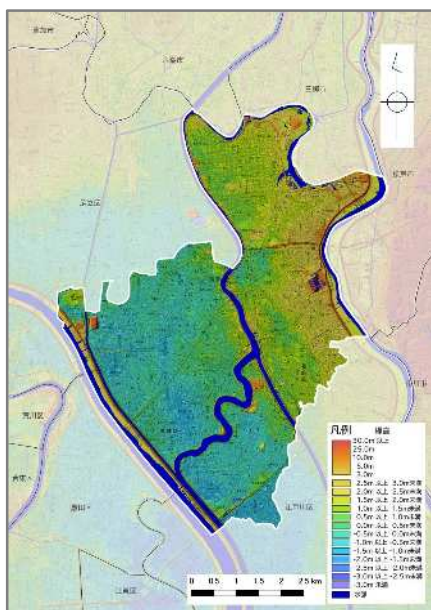
土地利用現況図

出典：令和3年度土地利用現況を基に作成

標高 高いところ 約 4 m ・ 低いところ 0 m 以下

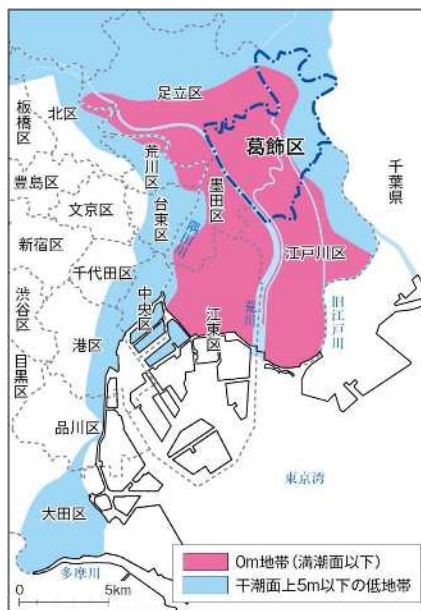
本区は、荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれた低地に位置し、標高は北東部の高いところで+ 3.8m（T.P. 東京湾中位水位の平均海面）、南西部には0 m 以下の地域が分布しています。

このため、集中豪雨などによる内水氾濫や河川水位の上昇、高潮など、浸水被害が発生しやすい地域とされています。



葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成



東京の低地帯分布状況

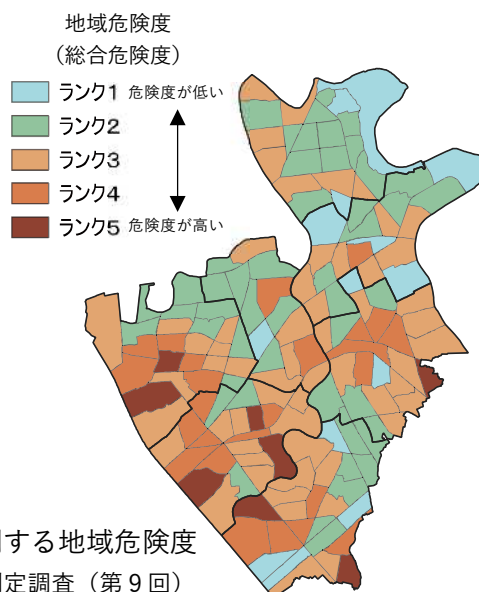
出典：葛飾区史

地震の危険度 ランク 4、5 を含む地域が分布

(令和 4 (2022) 年度)

区内には、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密度化が進行・形成された木造住宅密集地域や、地盤が比較的ゆるく液状化する可能性の高い地域が存在します。

地震に関する地域危険度測定調査（東京都）では、5段階評価で危険度が高いランク 4、5 を含む地域が未だ残っており、特に古い木造住宅が密集している荒川沿いの地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高い状況です。



地震に関する地域危険度

出典：東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第 9 回）

(2) 緑と水辺の成り立ち

歴史 緑に生まれ変わった水路、工場跡地

～ 江戸時代 ～

区内を流れる川の豊富な水を使って、江戸時代に畑や水田で農作物をつくる農村地帯として発展し、葛西用水、現在は水元公園の一部となっている小合溜井を水源とする上下之割用水かみしものわりようすいをはじめ、農地に水を供給する水路が整備されました。

～ 明治・大正・昭和 ～

明治時代から大正時代になると、河川を使う大きな工場が建ち始め、工業も発展しました。

その後、昭和時代にかけての鉄道整備、関東大震災後及び高度成長期の人口増加などを背景に農地の宅地化が進みました。産業化、人口増加により悪化した環境を改善するために進んだ下水道整備に伴い、役目を終えた水路が埋め立てられました。

～ 現在 ～

かつての水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路に生まれ変わり、緑豊かな空間を創り出しています。

また近年では、企業が地方や海外へ工場を移転・統合することなどで生じた工場跡地に、比較的大規模な都市公園が整備されています。区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園や、水辺と一体的な整備を行った東立石緑地公園のほか西新小岩五丁目公園（愛称：モンチッチ公園）などの様々な公園が創出されました。



四つ木めだかの小道



葛飾にいじゅくみらい公園



西新小岩五丁目公園



東立石緑地公園

(3) 緑の現状

緑被率 **18.3 %** みどり率 **28.5 %**

(平成 30 (2018) 年度)

本区の緑被率は 18.3% (平成 30 (2018) 年度)、緑被面積は 637.0ha です。

前計画策定時の 14.5% (平成 10 (1998) 年度) から 3.8 ポイント、緑被面積は約 130ha 増加しています。

また、公園内の緑に覆われていない面積や河川等の水面面積を緑被面積に合計し、区全体の面積で割った値であるみどり率※は 28.5% (平成 30 (2018) 年度) で、面積は 991.9ha となっています。

地区別の緑被率・みどり率

地区	区域面積 (ha)	緑被率 (%)	みどり率 (%)
水元	539	28.0	41.3
金町・新宿	496	23.3	31.3
柴又・高砂	499	18.7	26.5
亀有・青戸	355	12.3	19.3
小菅・お花茶屋 堀切	549	18.2	25.9
立石・四つ木	477	12.3	25.9
奥戸・新小岩	565	13.2	26.0
区全体	3,480	18.3	28.5



緑被地等の分布

表・図の出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書
(令和 4 (2022) 年 3 月) を基に作成

区内を 7 つに区分した地区別の緑被率は、水元公園があり農地の多い水元地区が最も高く、次いで葛飾にいじゅくみらい公園が立地する金町・新宿地区、柴又・高砂地区の順となっており、これら 3 地区は区全体の緑被率よりも高い値です。

一方で、区全体の緑被率よりも低い値の地区が 4 地区あり、小菅・お花茶屋・堀切地区、奥戸・新小岩地区の順で値が低く、亀有・青戸地区及び立石・四つ木地区は最も少なく 12.3% です。

また、地区ごとで緑被率の差が大きく、最も高い水元地区と最も低い亀有・青戸や立石・四つ木の各地区の数値差は 2 倍以上となっています。

※みどり率

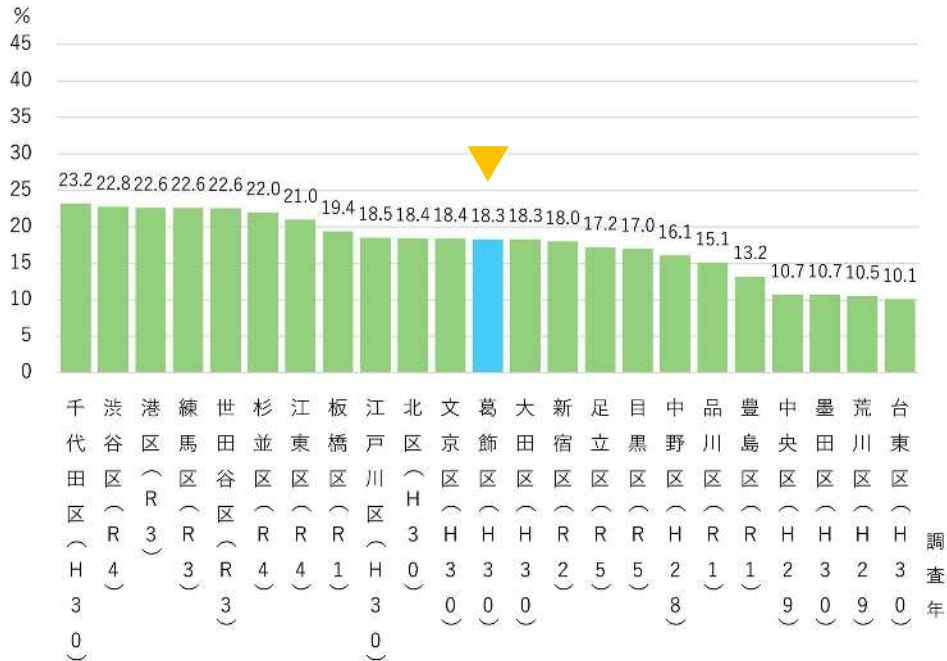
緑被率 (区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合) に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの (p.41 参照)

23区との比較

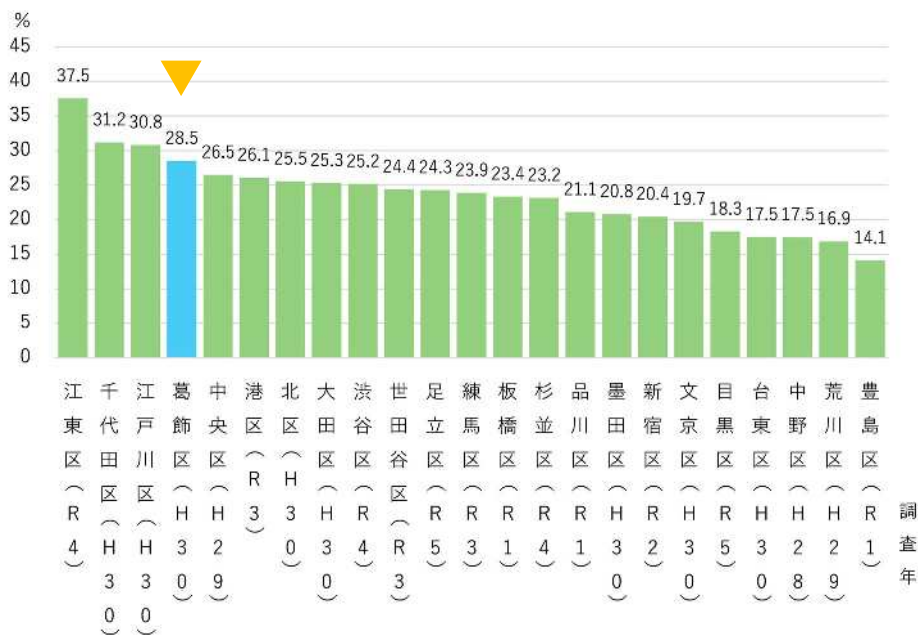
本区の緑被率は、23区中12番目、みどり率では4番目に位置しています（各区の公表資料から順位付け）。

大規模な河川があることにより、緑被率に比べてみどり率が上位となります。

緑被率



みどり率



出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書（令和4（2022）年3月）及び各区が公表している報告書を基に作成

保存樹木

1,175 本

保存樹林

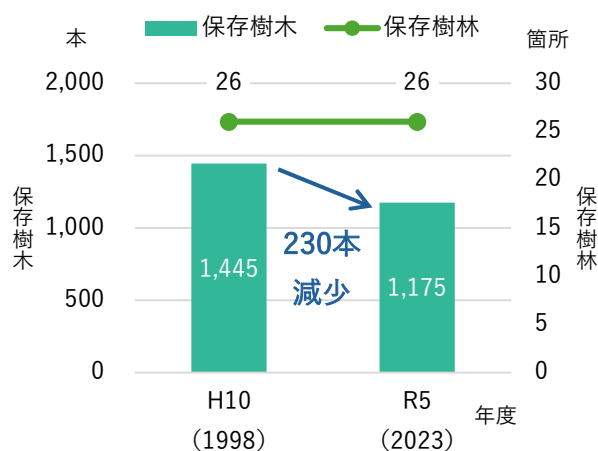
26 か所
35,490 m²

(令和 5 (2023) 年度末)

本区では民有地の緑を保存するため、一定規模以上の樹木や樹林を保存樹木・保存樹林として指定し、維持費用の一部に補助金を支給しています。

現在、保存樹木は 1,175 本、保存樹林は 26 か所で 35,490 m²が指定されています。

保存樹木数は 23 区で 5 番目に多いものの、近年では相続時の土地売却や維持管理に要する費用や作業負担、老木化による危険性の増大、落ち葉に対する周辺住民からの苦情といった様々な理由により伐採されることも多く減少傾向にあります。



保存樹木数・保存樹林箇所数の推移

23 区の保存樹木本数※ (上位 10 区)

	保存樹木 (本)
1 世田谷区	1,671
2 板橋区	1,652
3 杉並区	1,554
4 新宿区	1,314
5 葛飾区	1,175
6 練馬区	1,164
7 大田区	1,062
8 港区	701
9 文京区	678
10 目黒区	651

※樹木保存法に基づく指定と条例等による指定の合計 (令和 5 (2023) 年度末)

出典：国土交通省都市緑化データベースを基に作成



葛西神社のイチョウ (区指定天然記念物)



金蓮院のラカンマキ (区指定天然記念物)

都市農地 約 33 ha

生産緑地地区 約 24 ha

(令和5(2023)年度末)

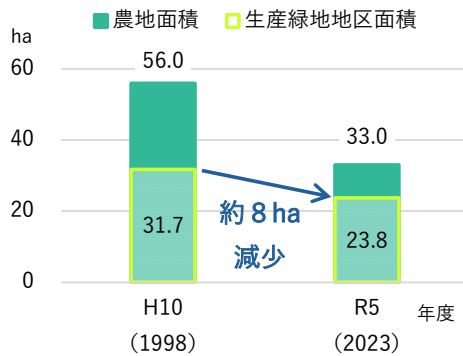
本区は23区のなかでも都市農業が現存する数少ない区の一つであり、区内には33.0haの都市農地、23.8haの生産緑地地区があります。

戦後までは農業が盛んに営まれてきましたが、昭和40年代以降は都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少しました。

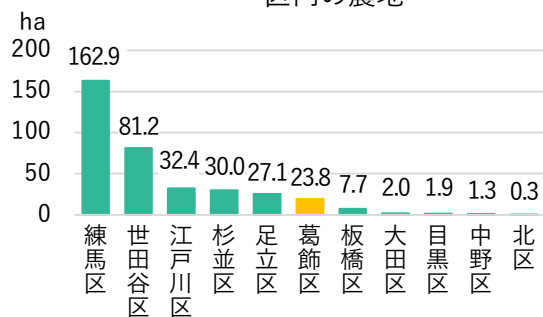
これまで生産緑地地区への指定や農業振興施策により都市農地の保全を推進してきましたが、高齢化や相続時の土地売却などにより減少が進んでいるため更なる取組が必要です。



区内の農地



農地面積の推移



23区の生産緑地地区面積

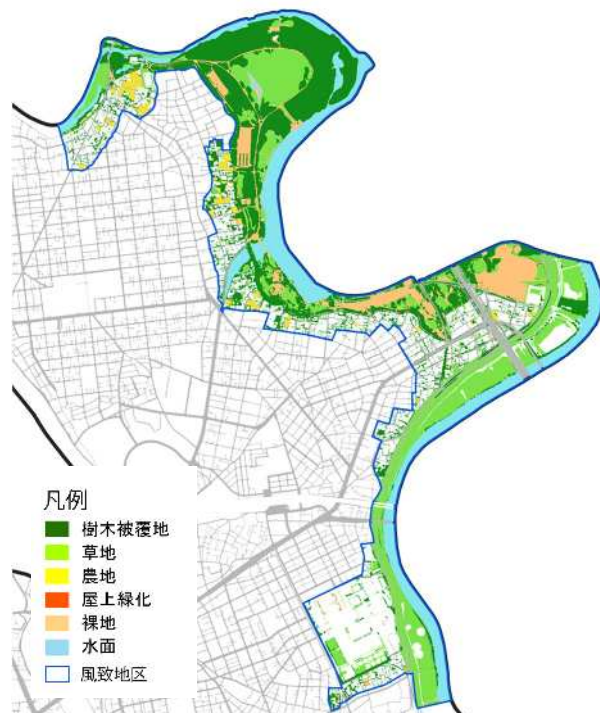
(令和6(2024)年4月1日現在)

出典：東京都生産緑地地区一覧を基に作成

風致地区 約 323 ha

水元公園、江戸川及びその周辺の323.3haは、緑や水辺など良好な自然的景観を維持する目的で「江戸川風致地区」に指定されています。

水元公園(96.7ha)のほか、農地・屋敷林・寺社林の点在により、地区内の緑被率は48.1%、水元公園を除いた場合においても35.1%となっています。農地の減少や敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大きな差がない場所も生じております。



風致地区内の緑被状況

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書(令和4(2022)年3月)を基に作成

公園

315 か所
約 204 ha

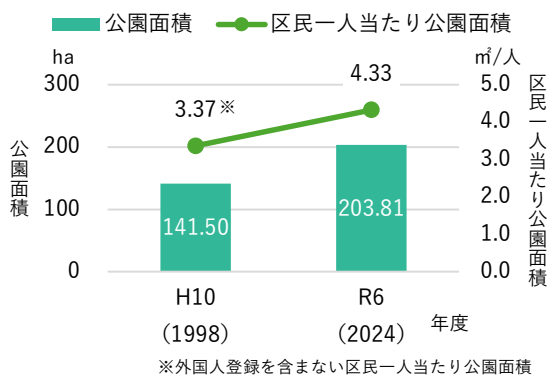
区民一人当たり
の公園面積

4.33 m²

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

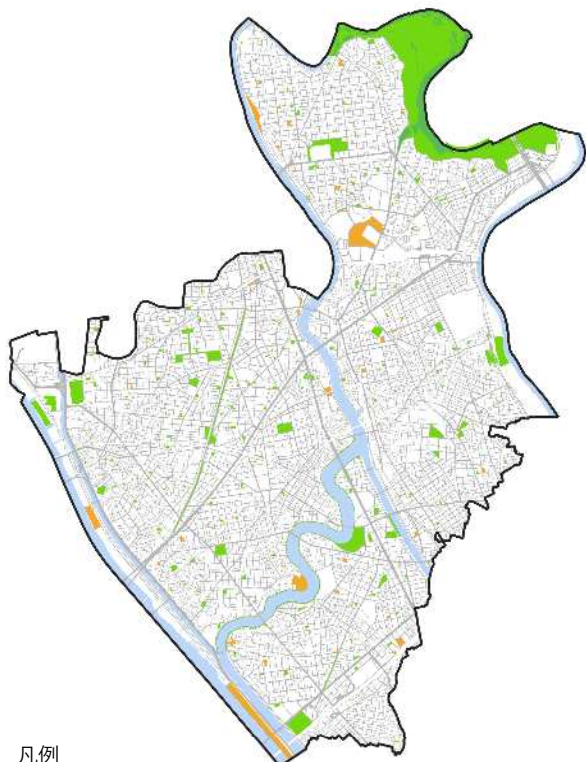
区内の都市公園等は、315 か所、総面積 203.8ha であり、前計画策定時から 33 か所、62.3ha の増加、区民一人当たりの公園面積は約 1 m²増加しています。要因は河川敷や水辺、工場跡地での公園整備などにより、比較的規模の大きな都市公園が整備されたことが挙げられます。

一方で、開園後 40 年以上経過している公園が約 55%を占め、既設公園の老朽化対応が必要となっています。また、樹木が育ったことによる過密化が原因の生育不良や老木などへの対応が必要となっています（詳細は p.73 参照）。



公園面積、区民一人当たりの公園面積の推移

開園からの経過年数ごとの公園等(区立)か所数



公園等の分布



整備直後の様子



現在の様子

曳舟川親水公園

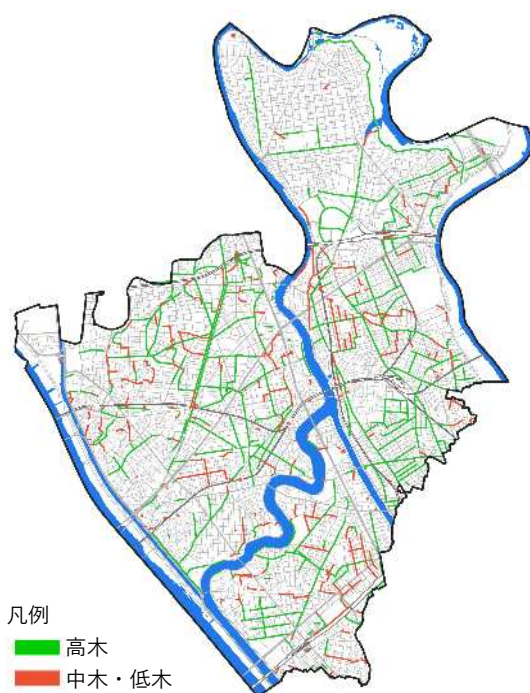
区道の街路樹（高木）

8,958 本

（令和7（2025）年4月1日現在）

本区が管理する区道には 8,958 本の高木が街路樹として植栽されています。また、水路跡地を中心に中低木が植栽された緑道が整備されてきました。

整備からの時間の経過と共に、狭い植栽空間や強剪定等による生育不良や樹形の乱れ、老木化に伴う枝折れや倒木の危険性の増大、根上がりによる舗装の損傷などの課題が顕在化するなか、葛飾区街路樹管理計画に基づき、樹木点検・診断、生育環境の改善、樹形の再生などの取組を推進しています。



区内の道路植栽



課題分布図

出典 葛飾区街路樹管理計画



樹木の根上がりで縁石が凸凹になった歩道



既存木を残しながら街路樹の更新を行った堀切四季のみち

緑化計画^{※1}により創出した緑

約 89 ha

(平成 10 (1998) 年度～令和 6 (2024) 年度)

平成 17 (2005) 年 10 月から緑化計画^{※1}の届出制度が義務化され、年間で平均すると 117 件^{※2}の届出があり、4.3ha^{※2}の緑が創出されています。

また、前計画策定時の平成 10 (1998) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 25 年間で、88.9ha の緑が創出されており、これは葛飾にいじゅくみらい公園約 12 個分の面積に相当します。

※1 緑化計画

緑化を推進し良好な環境を実現するため、一定面積の敷地内で建築行為等を行う場合は葛飾区緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化と緑化計画の届出を義務付ける制度

※2 平成 18 (2006) 年度から令和 6 (2024) 年度までの平均

件数、面積は全て計画書届出ベース。建築物等の建替や増築なども対象としているため、同一敷地内で複数回届出される場合あり。



緑化計画に基づき創出された緑
(イムス東京葛飾総合病院)

緑化に対する補助 (生垣)

約 7,900m を創出

(昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度)

民有地の緑化推進のために行っている、生垣造成や屋上緑化・壁面緑化に対する補助により、昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度までの期間に生垣 7,926.9m が創出されました。一方で、9 割以上が平成 19 (2007) 年度以前の実績であり、過去 5 年間は平均 21.4m/年となっています。

区民が生み出すまちの小さな緑

区内では、玄関先や店先を彩る小さな花や緑もいたるところで見られます。これらの花や緑は、個々の面積が小さいため、緑被率の数値には現れないものもありますが、潤いある街並みをつくる大切な緑の一つです。



店先や玄関先を彩る小さな緑

(4) 水辺の現状

河川の総延長 34,770 m **水面の面積** 約 306 ha
(一級河川・準用河川計) (令和6 (2024) 年4月1日現在) (令和3 (2021) 年度)

本区は、東を江戸川、西を荒川・綾瀬川、北を大場川・水元小合溜に囲まれ、さらに中央部に中川・新中川が流れ、豊かな水辺に囲まれ、河川の総延長は一級河川 31,170m、準用河川 3,600m です。

水面の面積は 306.1ha で、江東区、江戸川区、大田区に次いで 23 区で 4 番目の広さを擁しています（東京都「東京の土地利用 令和3年東京都区部」より）。

また、かつて水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路として再整備されています。

区内の主な水辺

河川



江戸川



荒川



綾瀬川



大場川



水元小合溜（水元公園）



中川と新中川

親水公園



曳舟川親水公園



西井堀せせらぎパーク

自然保護区域 2 か所 自然再生区域 6 か所

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

本区では、自然環境の保護と回復を図るため、「自然保護区域」及び「自然再生区域」を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全しています。

また、水元小合溜では、高度成長期後の水質悪化、護岸整備による湿生植物の減少などの問題解決のため、水質改善事業を実施し、現在は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

さらに、自然保護区域でもある大場川は、「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全を進めることとなっています。



自然保護区域・自然再生区域の指定状況

船着場 5 か所

(令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在)

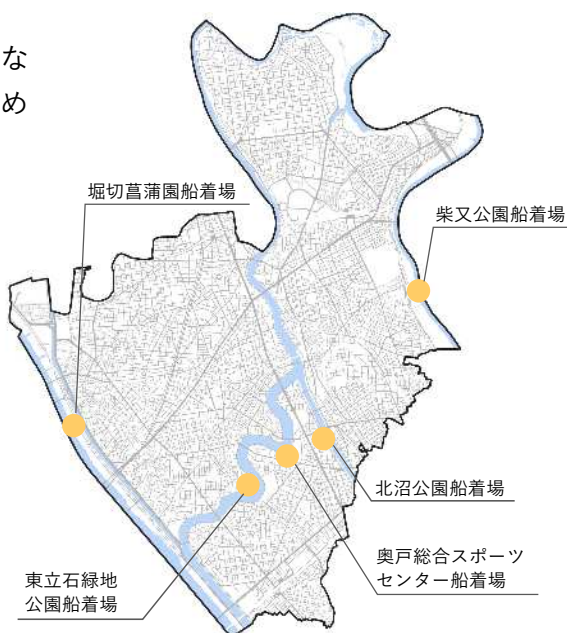
本区では、船着場条例に基づき 5 か所の船着場を設置しています。

平常時は舟運や観光を目的とした水上バスなどの発着場、災害時は人や緊急物資を運ぶための水上輸送拠点となる施設です。

しかしながら、平常時はあまり活用されていない状況です。



堀切菖蒲園船着場



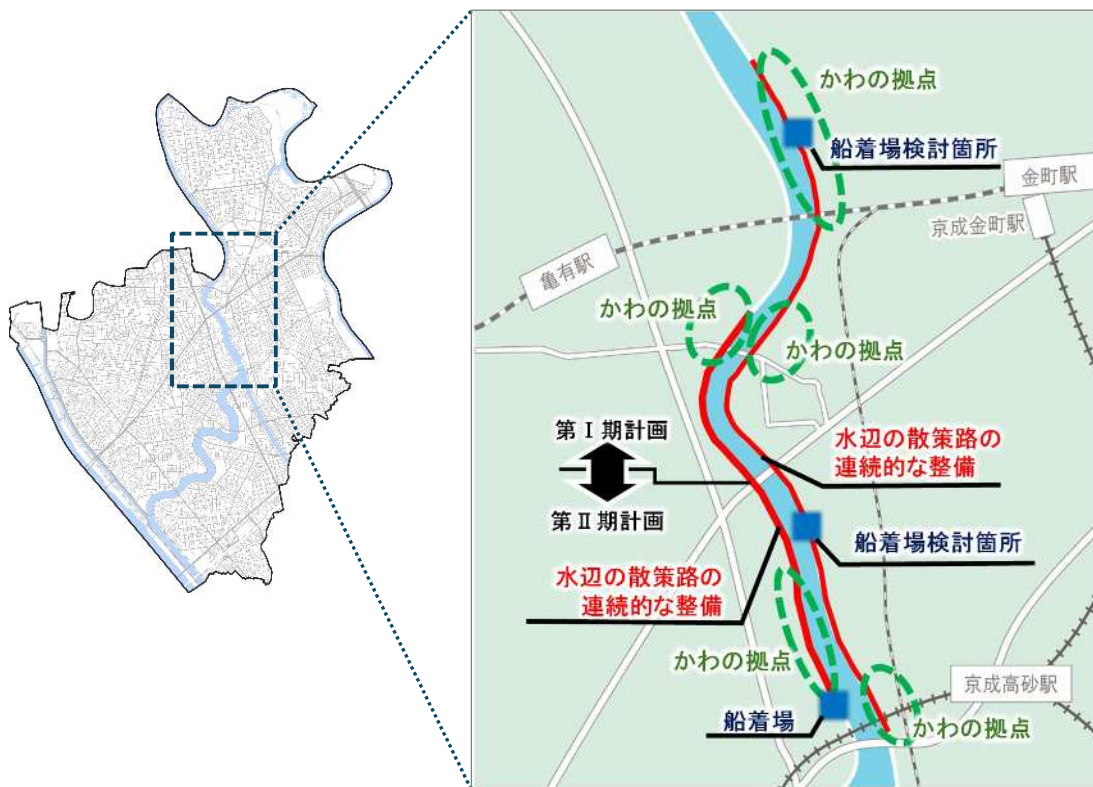
船着場の位置

新しい動き 中川かわまちづくり

本区では、中川や江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を進めるとともに、中川の七曲り区間では、東京都施行の護岸工事に合わせて親水テラスが整備されるなど、国や都と連携して水辺の整備に取り組んできました。

また、令和5（2023）年8月に国土交通省のかわまちづくり支援制度に「葛飾中川かわまちづくり計画」が登録されました。

中川の高砂橋から上流において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、本制度を活用して、国が行う水辺の散策路等の整備に加え、ハード面やソフト面で様々な施策を行い、身近に感じることができると水辺空間の整備を進めていきます。



葛飾中川かわまちづくり計画の範囲



整備イメージ（拠点整備箇所）



整備イメージ（水辺の散策路）

出典：葛飾区 HP 葛飾中川かわまちづくり計画について

(5) 緑・水辺をはぐくむ活動

緑・水辺に関わる活動団体

184 団体

(令和7(2025)年1月1日現在)

本区では、花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民との協働を幅広く展開しています。

近年は、担い手の高齢化が進んでおり、活動継続のための環境づくりや参加者のすそ野の拡大が必要となっています。

<184 団体の構成>

主に区民で構成され、区内の緑・水辺で活動する団体

- ・花いっぱいのまちづくり活動を担う団体
- ・公園等の自主管理を担う団体
- ・自然環境団体
- ・荒川クリーンエイド

緑をはぐくむ主な活動

花いっぱいのまちづくり活動



駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、花壇づくりに取り組んでいます。

緑化推進協力員



緑化に関する知識の普及、啓発に関する実践活動に取り組むほか、地域緑化のリーダーとして、区民と協力した緑化活動、区の事業への参加・協力を行っています。

公園等の自主管理



区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業、利用者の見守りに取り組んでいます。

水辺をはぐくむ主な活動

荒川クリーンエイド



NPO や行政などが協力し、ごみを拾うことを通じて自然豊かできれいな荒川を取り戻す活動です。
荒川沿川の市区、市民団体、企業、河川利用団体等がごみ拾いに参加しています。

河川水質調査体験



自然環境の保全や生活排水に配慮できる意識を、子どもたちが育むことを目的として、河川の水質調査体験を実施しています。



花いっぱいのまちづくり、全国みどりと花のフェアかつしか

本区では、自治町会や緑化推進協力員などの協力を得ながら、区内各所で花いっぱいのまちづくり活動が行われており、平成 25（2013）年以降の葛飾区基本計画においては、活動の拡大による“ふるさと葛飾”に誇りと郷土愛を持つ区民のさらなる増加を期待し、重点プロジェクトに位置付けられました。

以降、かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会を設置し、花壇コンクールの開催や情報発信などを行ってきました。また、公共空間への花の新たな展開方法を具体化するため、プロジェクトチームを立ち上げ、フラワーメリーゴーランド®を開発し、後に特許を取得しました。区内のほか他自治体などでの設置も進んでおり、TOKYO2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催中には、聖火台が置かれた都立のシンボルプロムナード公園内にも設置され、大会を盛り上げました。



大会レガシーとして再設置された有明聖火台の周りを彩るフラワーメリーゴーランド®

これら「花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト」の取組を区内外に広く発信するとともに、みどりと花を通して様々な社会課題を解決し、持続可能で発展し続ける、本区ならではのまちづくりを推進していくことを目的に、区全域を使った大型緑化イベント「全国みどりと花のフェアかつしか」を令和 8（2026）年度に開催することとなりました。本フェアでは、若い世代の花壇活動への参加機会の提供や、花いっぱいの活動の担い手の増加、景観の美化による地域への愛着を高めるとともに環境保護への意識向上を目指します。全国からご来場いただけるよう、フェアの内容や広報を検討し実施するとともに、本フェアを契機として花いっぱいのまちづくりがレガシーとなっていくよう、区と地域住民及び事業者等との連携、協働事業が継続・進化できるよう多方面で取り組んでいきます。



↑ サテライト会場（曳舟川親水公園広場ゾーン）に整備予定の花壇イメージ図
← メイン会場（葛飾にいじゅくみらい公園）会場全体イメージ図

3 課題と方向性

(1) 課題

計画を取り巻く動向、区の概況及び緑・水辺の現状から、特に重要となる5つの課題を抽出しました。

① 計画を取り巻く動向への対応

持続可能な都市づくりに向け、緑・水辺を守り生かすことが重視されつつあり、グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用などに対応する取組の充実が必要

- ・かつては都市化の進展に合わせて不足する緑、公園の量を確保することが重視されてきたが、少子高齢化の進行に伴い、都市づくりに関わる政策が大きく転換

② 緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出

都市農地、保存樹木などの保全が必要

緑被率が低い地区における緑化の促進や既存の緑の育成など、地域特性に応じ、身近な場所での緑の創出を進めることが必要

- ・食料生産のほか防災上重要な役割を担う都市農地や生産緑地地区、短期間では育たない大木である保存樹木が減少
- ・水元地区における農地の減少は、地区住民も認識
- ・土地利用や大規模公園の有無を背景に地区ごとの緑被率の差が大きく、居住者の緑の満足度にも影響
- ・緑化計画のほか、生長に伴う樹冠の拡大も緑の増加に寄与
- ・区民も木陰をつくる大きな樹木が増えることを期待

③ 区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用

地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題を解決するため、緑・水辺の確保・活用が必要

- ・地震に対する危険度の高さや水害等に対応できる防災まちづくり
- ・豊かな水辺がもたらす生物多様性の確保、健康長寿、子育て、ゼロエミッション、観光文化の振興への寄与など

④ 緑・水辺に関する施設の老朽化や樹木の適切な管理

公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要

公共空間や公共施設の植栽の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

- ・開園から40年を経過している公園をはじめ、水辺の施設の老朽化が進行
- ・街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化
- ・区民は公共の緑の維持管理の充実、水辺に近づきやすくなるような施設の整備や改修、古くなった公園のリニューアルなど、既存の緑や施設の改良を期待

⑤ 少子高齢化、ライフスタイルの多様化を踏まえた協働の促進

緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識やライフスタイルの変化や多様化を捉えた協働施策の展開が必要

緑・水辺の利用を通じた関心喚起、活動の取組をイメージできる体験機会の創出などが必要

- ・花いっぱいのもちづくり活動をはじめ、緑や花に関わる区民との協働の取組は、本区における大きな成果
- ・担い手の高齢化に対応するため、活動継続のための環境づくり、参加者のすそ野を広げていくことが必要
- ・区民意識として、協働の必要性は認識しているが、取り組みたいことを具体的にイメージできていない

(2) 方向性

①全体的な方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による 地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

樹木の生長や、民有地の緑化を誘導する取組などにより、区内全体で緑被面積は増加しました。また、比較的大規模な都市公園や水辺の公園が複数整備されたことを背景に、公園面積も増加しています。

一方で、緑被率の少ない地区があることや、都市農地、保存樹木の減少などを踏まえ、緑の量に関する施策も継続する必要があるとあり、区民や事業者等の緑や水辺に対する理解が必要不可欠となります。

さらに、緑・水辺の活用や、その機能を地域の様々な課題解決に生かすことなど、量以外の側面について対応の必要性が拡大しています。

今後は、地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出に向けた取組を通じた、地域らしさ、魅力、安全の向上に向け、区民や事業者等の水と緑に対する一人ひとりの意識を高め、協働で施策を進めていくことが重要です。

②特に重視する視点

課題と全体的な方向性を踏まえ、特に次の5点を重視します。

